

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 行政書士法による行政処分……………(総務局行政部振興企画課)……………一
- 特定計量器定期検査の実施 (二件)……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 公共測量の終了 (二十件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………五
- 建築基準法による道路の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………五
- 建築基準法による道路位置の指定 (三件)……………(同)……………六
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)……………六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………(同)……………八
- 生活保護法による指定医療機関の辞退……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………九
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止、休止及び再開……………(同)……………九
- 生活保護法による医療機関等の指定……………(同)……………五

告 示 (公)

- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………三
- 知事指定薬物の指定の失効……………(福祉保健局健康安全部業務課)……………五
- 保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………五
- 森林法第八十九条の揭示……………(同)……………五
- 警備員等の検定の実施 (二件)……………(同)……………六
- 警備員指導教育責任者講習の実施……………(同)……………六

公 告

- 平成二十八年度下半期 (鳥しょ地区) 危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………(東京消防庁)……………二
- 消防法に基づく命令 (二件)……………(同)……………三

告 示

東京都告示第千四百九十七号

行政書士法 (昭和二十六年法律第四号。以下「法」といふ。) 第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 氏名

岸本 静夫

(二) 事務所の所在地

豊島区池袋四丁目二十五番十二号小林ハイツ四〇二号

(三) 所属

東京都行政書士会

(四) 登録番号

第八八〇八〇三一八号

二 処分年月日 平成二十八年八月二十六日

三 処分の内容 二月間の業務の停止 (平成二十八年九月一日から同年十月三十一日まで)

四 適用条文

法第一条の二第二項、第九条、第十条及び第十條の二第二項

東京都告示第千四百九十八号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

平成二十八年九月二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域

武蔵野市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」といふ。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年十月三日から同月二十六日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第千四百九十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 江東区及び大田区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年十月三日から同年十二月二十二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第千五百号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点測量）
- 三 測量の区域 奥多摩町氷川地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月七日から平成二十八年三月二十三日まで

●東京都告示第千五百一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）
- 三 測量の区域 八王子市、羽村市及び瑞穂町各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月三十日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（道路敷地調査測量）
- 三 測量の区域 青梅市西分町二丁目、住江町、本町、仲町、上町、森下町、黒沢三丁目及び日向和田三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十四日まで

●東京都告示第千五百三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月二十日から平成二十八年三月二十三日まで

●東京都告示第千五百四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月二十三日まで

●東京都告示第千五百五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 足立区西保木間一丁目、西保木間三丁目、伊興四丁目及び伊興五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第千五百六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 足立区神明三丁目及び六木三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月一日から平成二十八年三月十八日まで

●東京都告示第千五百七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区堀切六丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十日から平成二十八年二月十六日まで

●東京都告示第千五百八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区青戸八丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十日から平成二十八年三月二日まで

●東京都告示第千五百九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区亀有一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十日から平成二十八年三月三日まで

●東京都告示第千五百十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(五〇〇レベル))
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月一日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

- 一 測量施行者 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区王子地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月十九日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

- 一 測量施行者 大田区 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 三 測量の区域 大田区大森西三丁目、大森西五丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目及び西糀谷四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年九月十四日から平成二十八年三月十八日まで

●東京都告示第千五百十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

- 一 測量施行者 国分寺市 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市並木町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月二十二日から平成二十八年三月二十一日まで

●東京都告示第千五百十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日の出町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

- 一 測量施行者 日の出町 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 日の出町地内

- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、羽村市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

- 一 測量施行者 羽村市 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 羽村市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、あきる野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

- 一 測量施行者 あきる野市 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 あきる野市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 瑞穂町
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 瑞穂町地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、青梅市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 青梅市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、福生市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 福生市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千五百二十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき小金井市東町二丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の住所及び氏名
小金井市東町二丁目十番五号 島田 良一
- 同 右 島田 静江
- 同 市東町三丁目二番十三号 島田 栄二
- 二 土地区画整理事業の名称
小金井市東町二丁目土地区画整理事業
- 三 事務所の所在地
小金井市東町二丁目十番五号
- 四 施行認可の年月日

平成二十六年九月三十日
変更認可の年月日
平成二十八年九月二日

●東京都告示第千五百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十八年七月二十八日	東村山市廻田一丁目四番一の一、同番一地先並びに同番八から同番十まで、同番十三、同番十四、同番十六、同番十七、九番十、同番十三、同番三十から同番三十二まで、同番四及び同番七の各一部、同番十四、同番十五並びに	延長 四四五・二 幅員 二・一 幅員 二・一

同番十六及び同番十七の各一部、同番十八、同番十九、同番二十五、同番二十九並びに十一番二十一

●東京都告示第千五百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年八月五日	狛江市東野川四丁目三百七十一番二及び同番三の各一部
		延長 二七・五〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千五百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年八月八日	小金井市前原町四丁目二千二百二十五番三十三の一部
		延長 二〇・〇七 幅員 四・八五

●東京都告示第千五百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年八月四日	小金井市前原町四丁目二千二百四番四の一部
		延長 一八・九三 幅員 五・〇〇

●東京都告示第千五百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年八月一日	西東京市保谷町三丁目千六十三番十三の一部、同番十四並びに同番十五、同番二十一、同番八十一、同番八十五及び同番百四十一の各一部
		延長 一四・四九 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千五百二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日

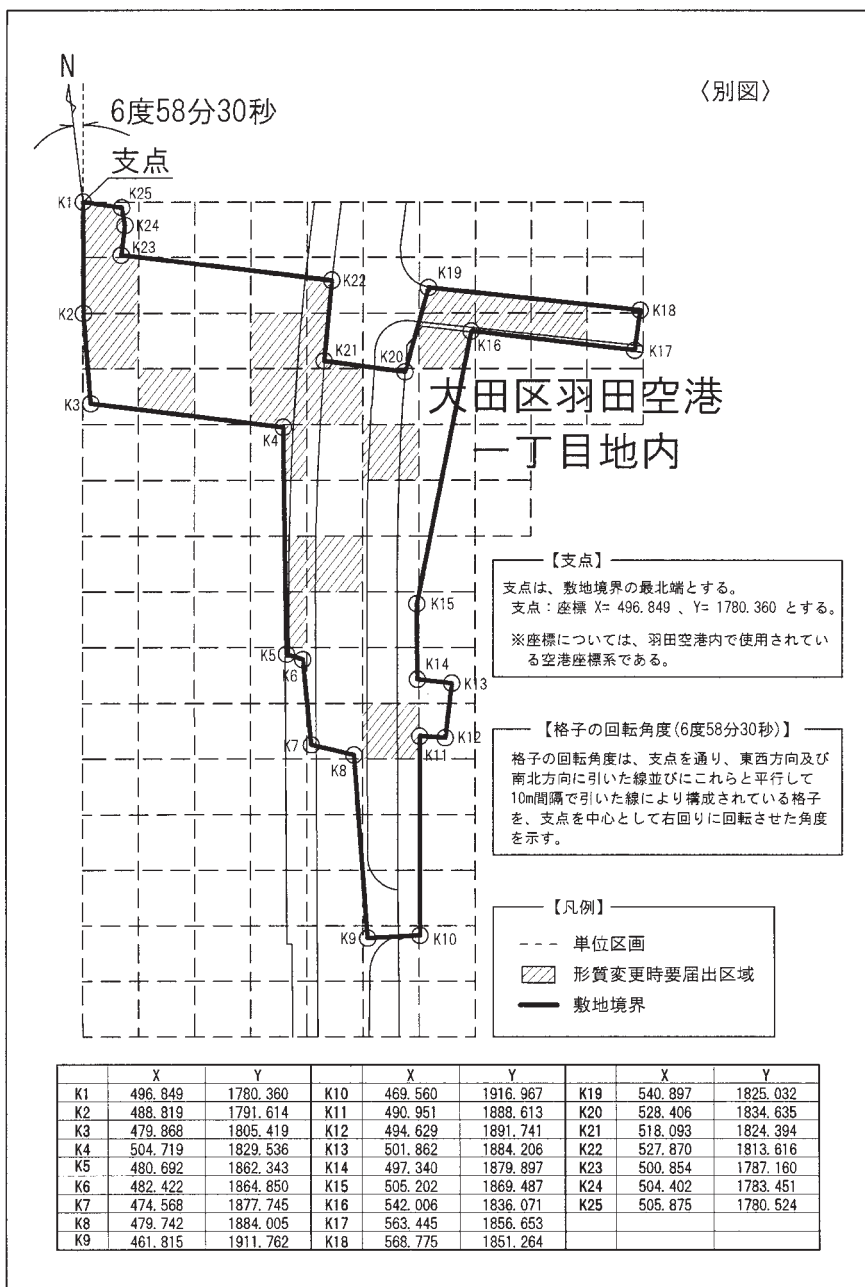
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (大田区羽田空港一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

〈別図〉



●東京都告示第千五百二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百
八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により
次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

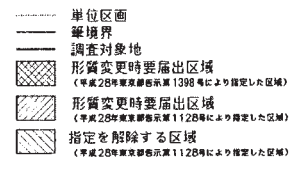
一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区小石川一
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

【凡例】

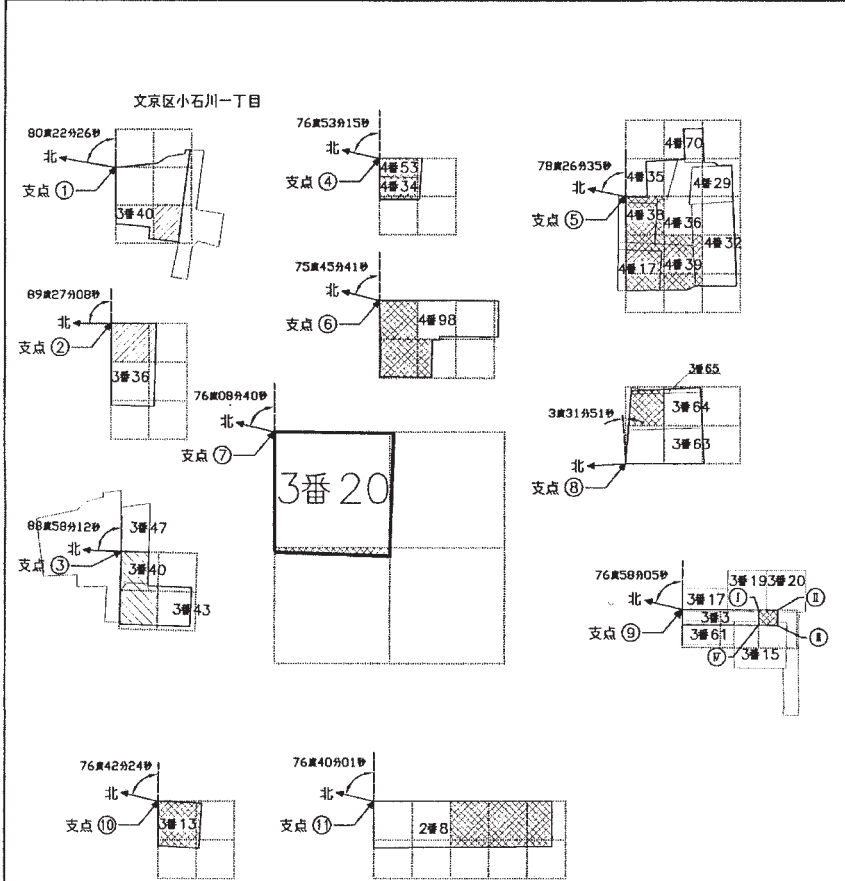


【支点】

支点①は、文京区小石川一丁目3番40の最北端とする。
支点②は、文京区小石川一丁目3番36の最北端とする。
支点③は、文京区小石川一丁目3番47の北西端とする。
支点④は、文京区小石川一丁目4番53の最北端とする。
支点⑤は、文京区小石川一丁目4番35内の事業用地の
最北端(X:127.1788,Y:163.9006※)とする。
支点⑥は、文京区小石川一丁目4番98の最北端とする。
支点⑦は、文京区小石川一丁目3番20の最北端とする。
支点⑧は、文京区小石川一丁目3番63の最北端とする。
支点⑨は、文京区小石川一丁目3番17内の事業用地の最北端
(X:196.3937,Y:138.1096※)とする。
以下の座標点に附された範囲とする。
① X:216.3933,Y:137.9872※
② X:221.2593,Y:137.9236※
③ X:221.2638,Y:133.9281※
④ X:216.3688,Y:133.9847※
支点⑩は、文京区小石川一丁目3番13の最北端とする。
支点⑪は、文京区小石川一丁目2番8の最北端とする。
※世界座標系による座標値

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向
に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線
により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに
回転させた角度を示す。
支点① 80度22分26秒 支点⑦ 76度08分40秒
支点② 89度27分08秒 支点⑧ 3度31分51秒
支点③ 88度58分12秒 支点⑨ 76度58分05秒
支点④ 76度53分15秒 支点⑩ 76度42分24秒
支点⑤ 78度26分35秒 支点⑪ 76度40分01秒
支点⑥ 75度45分41秒



●東京都告示第千五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十一条第一項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関の指定の辞退があったので、法第五十五条の三第三号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

辞退

平成27年8月分

1 医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	辞退年月日
1	いやしの森皮ふ科	東京都品川区大井1-16-2 ブリリア大井町ラヴィアンタワー2階	平成27年9月1日
2	きゅーちゃん診療所	東京都大田区萩中2-6-17-101	平成27年8月24日
3	池袋こころのクリニック	東京都豊島区南池袋2-27-2 マルグリットビル4階	平成27年9月30日
4	医療法人社団MED I QOL スマイル プラスデンタルクリニック	東京都新宿区片町3-5 シラキュウス・ウエスト101	平成27年8月31日

●東京都告示第千五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十条の二（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者から、次のとおり変更、廃止、休止及び再開の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の二（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

変更

平成27年8月分

1 名称変更(医療機関)

番号	旧名称及び所在地		新名称	変更年月日
1	医療法人社団黎明会 両国大塚クリニック	東京都墨田区両国2-4-10 両国大塚ビル5階	両国大塚クリニック	平成27年4月13日
2	医療法人社団黎明会 おおもり大塚クリニック	東京都大田区山王3-27-6 大森ラルタビル4階	おおもり大塚クリニック	平成27年4月13日
3	医療法人社団黎明会 すぎなみ大塚クリニック	東京都杉並区梅里2-40-16 ビラージュ白井2階	すぎなみ大塚クリニック	平成27年4月13日
4	医療法人社団黎明会 大塚クリニック	東京都豊島区南大塚3-34-6 南大塚エースビル401	大塚クリニック	平成27年4月13日
5	医療法人社団黎明会 ねりま大塚クリニック	東京都練馬区豊玉北6-3-3 第8 平和ビル303	ねりま大塚クリニック	平成27年4月13日
6	医療法人社団高志会 ほりきり整形外科	東京都葛飾区小菅2-21-18 アピタシオン堀切1階	医療法人社団高志会 ほりきり内科整形外科	平成27年4月1日
7	医療法人社団宗仁会 スマレ皮膚科医院	東京都江戸川区西葛西4-2-34 メディカルプラザ 西葛西2階	医療法人社団宗仁会 スマレ医院	平成27年8月1日
8	深大医院	東京都調布市深大寺元町2-12-7	小島醫院	平成27年7月1日
9	医療法人十字会 松見 病院	東京都小平市小川東町2-11-1	医療法人弥栄病院 や さか記念病院	平成27年6月1日
10	さくら薬局 池袋店	東京都豊島区池袋2-18-1 タムラ第一ビル1階	さくら薬局 池袋2丁 目店	平成27年7月1日
11	たんぼ薬局 要町2 号店	東京都豊島区要町1-9-3	さくら薬局 要町駅前 店	平成27年7月1日
12	こすもす薬局	東京都練馬区豊玉北6-18-9	雄飛堂薬局 練馬店	平成27年8月1日
13	光が丘調剤薬局 田柄 店	東京都練馬区田柄4-45-2	雄飛堂薬局 田柄店	平成27年8月1日
14	光が丘調剤薬局 本店	東京都練馬区光が丘5-1-1 IMA1階	雄飛堂薬局 光が丘 I MA店	平成27年8月1日
15	あさひ町薬局	東京都練馬区旭町1-15-11	雄飛堂薬局 旭町店	平成27年8月1日
16	メイプル薬局 青梅店	東京都青梅市大門3-4-3	ファーコス薬局 青梅	平成27年7月1日

2 所在地変更(医療機関)

番号	名称及び旧所在地	新所在地	変更年月日
1	つくし訪問看護ステー ション	東京都中野区白鷺1-8-8 細田ハイツ208	東京都中野区白鷺2-1-23 ZOUマンション202
2	訪問看護ステーション 都葦	東京都江戸川区宇喜田 町1364-11 メゾンユー 101	東京都江戸川区宇喜田町1311-1 ファミール宇喜 田101号室

3 開設している施術所の名称変更(施術者)

番号	施術者名	施術所旧名称及び所在地	施術所新名称	変更年月日
1	永原 健志	初台針灸治療院 保谷 分院	東京都西東京市東町2- 13-20	永原針灸院

4 開設している施術所の所在地変更（施術者）

番号	施術者名	施術所名称及び旧所在地		新所在地	変更年月日
1	降矢 洋子	治療院ラポール	東京都世田谷区弦巻5-14-3 ライオンズマンション弦巻305	東京都世田谷区上用賀5-5-1 MARVIE KAMI YOGA204	平成27年8月1日
2	尾崎 茂	尾崎鍼灸治療院	東京都江戸川区西小岩1-30-11-202	東京都江戸川区西小岩4-5-24	平成27年8月1日
3	長 孝雄	長接骨院	東京都秋川市瀬戸岡98	東京都あきる野市瀬戸岡146-1	昭和62年2月13日

5 開設している施術所の名称及び所在地変更（施術者）

番号	施術者名	施術所旧名称及び旧所在地		施術所新名称及び新所在地	変更年月日
1	加藤 正幸	柔道整復・勢林堂	東京都目黒区五本木1-8-8 アストレーア五本木102	勢林堂接骨院 東京都世田谷区下馬5-7-6	平成27年7月1日
2	大村 雅司	小野澤接骨院	東京都板橋区東新町1-26-14	大村接骨院 東京都荒川区南千住3-7-1-102	平成24年7月1日
3	田中 啓吾	河辺整骨院	東京都青梅市青梅4-18-28	田中接骨院 東京都青梅市東青梅3-6-1	平成27年7月1日

6 施術所の変更（開設施術所の追加）

番号	施術者名	追加施術所名	追加施術所所在地	変更年月日
1	芹澤 利国	練馬接骨院	東京都練馬区練馬1-22-10	平成27年7月14日

廃止

平成27年8月分

1 医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	廃止年月日
1	田町芝浦耳鼻咽喉科	東京都港区芝浦3-19-19 オー・アイ・芝浦2階	平成27年5月20日
2	穂来彩クリニック	東京都墨田区吾妻橋1-22-13 大塚ビル2階	平成27年5月31日
3	伴内科クリニック	東京都目黒区自由が丘2-11-16	平成27年5月3日
4	医療法人社団徳仁会 藤井内科クリニック	東京都大田区南馬込6-4-23	平成27年6月30日
5	医療法人社団慶旺会 世田谷千歳クリニック	東京都世田谷区千歳台6-17-12-1階	平成27年7月7日
6	あおい内科	東京都渋谷区西原3-7-6 大又建設ビル201	平成27年5月14日
7	笹塚清水眼科	東京都渋谷区笹塚2-41-1 三橋ビル1階	平成27年6月30日
8	医療法人社団ルーク会 ルカ医院	東京都中野区野方3-6-1	平成27年5月22日
9	荒牧皮膚科	東京都中野区大和町1-64-1	平成27年6月30日
10	耳鼻咽喉科鈴木医院	東京都杉並区久我山2-23-29-105	平成27年7月31日
11	医療法人社団樺島会 樺島病院	東京都杉並区浜田山4-1-8	平成27年7月8日
12	きたほり内科クリニック	東京都豊島区南長崎4-5-20	平成27年6月30日
13	榊原医院	東京都練馬区富士見台2-10-8	平成27年7月1日
14	あいりす眼科クリニック	東京都江戸川区船堀3-7-22 イリップス船堀102	平成27年5月31日
15	立川静脈瘤クリニック	東京都立川市柴崎町2-1-4 五光トミオ第二ビル802	平成27年6月30日
16	医療法人社団伸命会 やはたクリニック	東京都武蔵野市八幡町3-1-25	平成27年5月31日
17	森本病院	東京都武蔵野市吉祥寺本町2-2-5	平成27年6月30日
18	医療法人社団正悠会 みたか中村脳神経外科クリニック	東京都三鷹市下連雀3-27-13 正栄ビル2階	平成27年5月31日
19	医療法人社団三友会 あげぼの第二クリニック	東京都町田市中町1-23-3	平成27年7月31日
20	東村山駅前皮フ科クリニック	東京都東村山市本町2-3-74 蛭間ビル2階	平成27年6月30日
21	あべクリニック	東京都あきる野市瀬戸岡459-11	平成27年5月31日
22	麴町共栄歯科	東京都千代田区麴町6-1 麴町共栄ビル801	平成27年4月30日
23	医療法人社団隆光会 松本歯科医院	東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル2階	平成27年8月1日
24	日際ファミリー歯科	東京都台東区台東2-29-11 星野ビル1階	平成27年7月14日
25	医療法人社団貴清会 デンタルオフィス戸越	東京都品川区平塚1-7-4 戸越エントリー2階	平成27年6月30日

26	高山歯科クリニック	東京都大田区南馬込1-30-6	平成27年6月30日
27	医療法人社団有馬歯科クリニック やない歯科クリニック	東京都大田区萩中2-12-5 マルエツ新糞谷店3階	平成27年7月15日
28	世田谷シティ歯科	東京都世田谷区砧2-14-30 ガーデニエール砧2階	平成27年3月31日
29	すどう歯科医院	東京都中野区江古田4-7-3 金子ビル2階	平成27年7月16日
30	山田歯科医院	東京都豊島区要町3-9-12 サンヒルズ千川1階	平成27年6月30日
31	北綾瀬スマイル歯科	東京都足立区谷中2-6-15 メトロセンター北綾瀬第2A棟子号	平成27年6月30日
32	奥瀬歯科医院	東京都葛飾区亀有3-12-13	平成27年5月31日
33	医療法人社団総慎会 ひまわり歯科医院	東京都葛飾区立石7-11-1	平成27年5月31日
34	スマイル青戸歯科	東京都葛飾区青戸6-1-15 万平ハイツ101号室	平成27年6月30日
35	はしもと歯科医院	東京都府中市宮西町2-7-15	平成27年3月31日
36	ミキ薬局 中井店	東京都新宿区上落合2-18-12 レーヌ木下102号	平成27年6月30日
37	薬局ミキファーマシー 神楽坂店	東京都新宿区神楽坂6-24	平成27年6月30日
38	子安薬局 ヒルトン東京店	東京都新宿区西新宿6-6-2 ヒルトン東京1階	平成27年6月30日
39	ミキ薬局 東陽店	東京都江東区東陽4-6-2 成子ビル1階	平成27年6月30日
40	CMSなでしこ薬局	東京都江東区深川1-1-2 協和ビル1階	平成27年5月31日
41	光伸堂漢方薬局	東京都品川区平塚1-6-14-101	平成27年5月10日
42	徳永薬局 品川宿店	東京都品川区北品川1-22-17 N I Cハイム北品川111号	平成27年6月20日
43	関水薬局	東京都大田区北千束1-42-2	平成27年7月14日
44	美原薬局 梅田店	東京都大田区南馬込6-1-13 グリーンハイツ南馬込103	平成27年6月30日
45	なかがわ薬局 糞谷店	東京都大田区南蒲田3-12-10	平成27年6月30日
46	すぎの木薬局 糞谷店	東京都大田区萩中2-1-3-101 ルヴェール35	平成27年6月30日
47	たんぼぼ薬局 井草店	東京都杉並区上井草4-7-7	平成27年6月30日
48	よつば薬局 池袋店	東京都豊島区南池袋2-29-10 金井ビル7階B号室	平成27年1月31日
49	天心堂薬局	東京都北区上十条4-15-10	平成27年5月31日
50	ダイエー赤羽店薬局	東京都北区赤羽2-3-8	平成27年6月19日
51	入江薬局 本店	東京都荒川区東尾久3-20-14	平成27年5月31日
52	おおつき薬局 大山店	東京都板橋区大山東町56-12	平成27年6月30日
53	プラチナ薬局 花畑公園前店	東京都足立区花畑4-26-7	平成27年6月30日

54	プラチナ薬局 扇店	東京都足立区扇3-25-8	平成27年6月30日
55	ミキ薬局 一之江店	東京都江戸川区一之江4-6-22	平成27年6月30日
56	アイ薬局 一之江店	東京都江戸川区一之江7-49-5 IMSクレイドル1階	平成27年6月30日
57	アイ薬局 篠崎店	東京都江戸川区篠崎町7-15-12 SK篠崎1階	平成27年6月30日
58	オレンジ薬局 府中店	東京都府中市宮西町1-1-3 三和ビル	平成27年6月30日
59	多摩川薬局	東京都調布市国領町7-32-2 デュスモン国領1階	平成27年7月31日
60	めぐみ薬局	東京都調布市上石原2-43-20	平成27年5月31日
61	イサク薬局	東京都小金井市桜町1-8-4	平成27年5月31日
62	アイ薬局 一橋店	東京都小平市学園東町1-4-33 ロイヤルヴィーゼ一橋学園1階	平成27年6月30日

2 施術者

番号	施術者名	施術者住所	施術所名	施術所所在地	廃止年月日
1	伊沢 勝彦	東京都日野市旭が丘4-7-5 シティハイツ日野旭が丘5-1304			平成26年5月18日

休止

平成27年8月分

1 医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	休止年月日
1	日本調剤大山薬局	東京都板橋区大山東町59-1 神戸ビル1階	平成27年7月1日

再開

平成27年8月分

1 医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	再開年月日
1	医療法人社団東医田村会 つばさクリニック	東京都豊島区池袋本町1-45-16 プラザ田村1階	平成27年7月1日

●東京都告示第千五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第四十九条及び第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者を指定したので、法第十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日

東京都知事 小 池 百合子